

住宅関連の支援策等一覧表（個人の方向け）

令和6年4月17日現在  
高岡市被災者支援・復旧対策本部

支援目的	支援制度	摘要	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先	
生活の立て直し	<b>知事見舞金</b> ・住家に被害を受けた県民に、災害見舞金を支給		10万円	5万円			—	—	社会福祉課 20-1366	
	<b>災害見舞金</b> ・住家に被害を受けた市民に、災害見舞金を支給		10万円	5万円			2万円	—	社会福祉課 20-1366	
	<b>災害義援金</b> ・住家に被害を受けた市民に、義援金を支給		60万円	45万円	30万円	15万円	6万円	2万円	社会福祉課 20-1367	
	<b>緊急移住支援金（市内転居）</b> ・引越しや生活必需品の購入など、当面必要となる費用を支援		世帯20万円 単身10万円						—	企画課 20-1101
	<b>緊急移住支援金（災害救助法適用市町村からの転入）</b> ・引越しや生活必需品の購入など、当面必要となる費用を支援		世帯20万円 単身10万円						—	企画課 20-1101
	<b>被災者引越支援事業（地域コミュニティ再生のための引越支援）</b> ※7月1日(月)から申請受付開始 <b>〔4月17日追加〕</b> ・被災時の住居と同一中学校区内に住宅を確保し、居住した世帯への引越費用（引越業者等を利用）を支援 ・緊急移住支援金との併用不可		上限10万円（概ね10世帯以上がまとめて転居される場合は上限15万円）							建築政策課 30-7291
当面の住宅確保	<b>賃貸型応急住宅の提供</b> ・住宅が被害を受け、住み続けることが困難な程度の傷み等があり、自らの住家に居住できない世帯に対して、災害救助法に基づき、市が民間賃貸住宅を借り上げ提供する制度 ・原則入居日から2年間（支援内容：家賃、共益費等） ※住宅の応急修理を併用する場合は発災日から6か月以内		最大8万5千円以下の家賃補助	最大8万5千円以下の家賃補助（半壊でやむを得ず解体を行う方）			※	※	建築政策課 20-1403	
	<b>市営住宅等への一時入居</b> ・原則入居日から6か月の間（やむを得ない事情と認められる場合、1年間まで延長可）使用料を免除した上で提供（ただし、退去時には修繕費（清掃費等）が必要）		地震により住宅に被害を受け住宅を確保することが困難と認められる場合、使用料を免除						建築政策課 20-1403	
	<b>住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）</b> ・屋根、壁、床等の日常生活に必要な不可欠な部分を修理する方に対し、修理費用を支援 ・公費解体との併用不可		上限70万6千円				上限34万3千円	—	建築政策課 20-1429	
被災住宅の解体撤去	<b>公費解体／費用償還</b> ・公費解体：申請に基づき、市が解体等を実施 ・費用償還：公費解体実施前に市民等が自費で解体・撤去を行った場合、費用を償還		公費解体：申請者の費用負担なし 費用償還：申請者が自費で解体・撤去を行った費用を償還 ※償還額は、解体・撤去の経費を申請に基づいて再算定します。				—	—	環境政策課 22-2144	
	<b>被災住宅等除却支援事業</b> ・公費解体の対象とならない、り災証明書「準半壊」の判定を受けた住宅の解体に対する支援 ・部分解体が対象になる場合あり		—	—	—	—	上限20万円	—	建築政策課 30-7291	
ブロック塀等の解体撤去	<b>倒壊ブロック塀等撤去運搬費補助金</b> ・倒壊したブロック塀等を撤去運搬するものが対象		上限2万円（り災証明書がなくても対象となります）						環境政策課 22-2144	
	<b>地震被害ブロック塀等撤去支援事業</b> ・道に面する倒壊の恐れのあるブロック塀等を撤去するものが対象		上限2万円（り災証明書がなくても対象となります）						建築政策課 20-1429	
居住用住宅の再建	<b>生活再建支援金の支給（全壊～半壊）</b> ・住宅の被害程度と住宅の再建方法等に応じて支援金を支給 ・災害起因のやむを得ない理由により解体し、新たに建設・購入する場合は、半壊以上で一律300万円、賃貸住宅に住む場合は半壊以上で一律150万円を支給 ※単身世帯は4分の3を支給	建設・購入	300万円	250万円	100万円	100万円	—	—	社会福祉課 20-1366	
		補修	200万円	150万円	50万円	50万円	—	—		
		賃借	150万円	100万円	25万円	25万円	—	—		
	<b>生活再建特例支援金の支給（準半壊）</b> ・住宅の再建方法等に応じて支援金を支給 ※国・県の被災者生活再建支援制度の対象にならない、り災証明書「準半壊」の判定を受けた世帯を対象とした本市独自の制度 ※単身世帯は4分の3を支給	建設・購入	—	—	—	—	50万円	—	社会福祉課 20-1366	
		補修	—	—	—	—	25万円	—		
		賃借	—	—	—	—	10万円	—		
<b>木造住宅の耐震化の支援</b> ・液状化被害等を受け、耐震診断により耐震性が不足していると認められる木造住宅 ※一部損壊については、宅地に沈下や傾斜が生じたものが対象	建設・改修	上限120万円						建築政策課 20-1429		
<b>被災住宅沈下傾斜対策支援事業〔4月17日追加〕</b> ・床、壁、柱等に傾斜が生じ、修繕するものが対象 ※木造住宅の耐震化の支援との併用不可	改修	上限30万円						建築政策課 20-1429		
<b>耐震診断の支援〔4月17日追加〕</b> ・富山県建築士事務所協会による耐震診断費用の自己負担分を補助		上限6千円						建築政策課 20-1429		

※表中、特に記載のないものは基本的に併用可能